

**令和4年度 道市連携海外展開推進事業**  
**(リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業)**  
**輸出力等強化支援委託業務 企画提案指示書**

1 目的

コロナ禍により生じたリベンジ消費を取り込むため、本道人気の高いアジア・ASEAN 諸国を対象に、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外拠点連携協議会」（以下、「委託者」という）において、日本貿易振興機構や北海道 ASEAN 事務所、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用し、道内企業を対象に輸出力等の強化を目指す事業を行う。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和5年3月10日（金）まで

4 対象国・地域

ASEAN（シンガポール、タイ）、香港、台湾

5 委託業務の内容

道産品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の海外販路拡大・定着に向け、次の業務を実施すること。

(1) 道内企業の輸出力等強化支援

輸出に取り組む道内企業等を対象に、各市場における海外バイヤーとの商談や催事等主催者への提案等輸出拡大に資するため、次の内容を実施すること。なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

① 専門家を交えた各市場への販売戦略の検討

- ・道内企業を対象に、各企業が抱える輸出に対する課題等を事前にヒアリングし、実商談で活用可能な「販売戦略・手法」の検討を行うこと。この際、道内企業や委託者に加え、各対象国・地域の動向に知見のある専門家を交えるなどし、現地ニーズを踏まえた内容とすること。
- ・「販売戦略・手法」は、現地で開催される各種フェア等において活用可能であり、且つ、商談において、現地バイヤーのニーズに対応した提案作成に資する内容とすること。
- ・検討の際は、ワークショップや意見交換会等の実施により、参加企業が希望する道産品の情報を最大限引き出し、現地バイヤーのニーズに対応可能な販売戦略・手法とすること。

【検討手法の一例】

複数商品の組み合わせ（複数企業の連携も含む）
飲食店をターゲットにしたメニュー化
小売店をターゲットにした消費者向けレシピ化 など

- ・販売戦略・手法の検討は、次の条件を満たす形で、2回以上実施すること。（実施に際しては、対象国・地域別に行うなど、より多くの参加企業が見込める形で実施すること）
  - i 令和4年8月～9月頃までに、参加企業が意見交換を行う場を設定すること
  - ii iの実施結果を踏まえ、10月以降に商談に活用可能な「販売戦略・手法（案）」を参加企業別、または道産品の分野別に作成し、委託者に提出するとともに参加企業に提供すること
  - iii 委託者が別途実施する「商談支援等委託業務」における商談等の結果を踏まえ、内容を更新すること（商談結果は委託者より提供する）
  - iv iiiの更新内容を踏まえ、令和5年1月～2月頃までに、参加企業が意見交換を行う場

を設定すること

v ivの実施結果を踏まえ、「販売戦略・手法」の完成版を対象国・地域毎に作成すること

- ・ワークショップや意見交換会等の開催に際しては、北海道内に設置する会場での実施を基本とするが、感染症への対応や遠方からの参加に配慮したオンラインの活用を妨げない。
  - ・第1回の実施に際し、各対象国・地域ごとに、検討を行う上で必要な基本情報（市場の状況や輸入規制等）を参加道内企業に提供すること。提供に際しては、各対象市場の動向に知見のある複数の専門家等から事前ヒアリングを行うなどし、情報の正確性と更新に留意すること。また、委託者から提供する過年度の事業成果等についても同様に実施すること。
- ② 参加者（道内企業）について
- ・道産品の輸出に携わる道内企業であれば、業種を問わない。（生産者または製造者であることを問わない）
  - ・参加企業が輸出に取り組むにあたり、幅広く連携ができ、販売戦略の検討を通じてネットワーク構築が可能となるよう、各回10社以上が参加のうえ、実施すること。

## （2）事業報告書の作成

（1）の実施結果について、事業報告書及びその概要版を作成すること。概要版については、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

なお、概要版はA4版10ページ程度とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。

## （3）成果物の提出

以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。

ア 5（2）の事業報告書及び概要版（紙媒体（A4版）：4部、電子媒体：2式）

イ 5（1）で作成した道産品の「販売戦略・手法」に関する資料（当初（案）及び完成版）（電子媒体：2式）

## 6 プロポーザル参加の資格要件

（1）複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

（2）コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）市区町村税

（ウ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（エ）消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

### (1) 業務執行体制の適格性

#### ア 執行体制

・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

#### イ 積算の考え方

・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

#### ウ 事業実施スケジュール

・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

### (2) 企画提案の適合性

#### ア 専門家を交えた各市場への販売戦略の検討

・道産品の販売戦略を検討するにあたり、現地ニーズの把握が適切であり、実商談で活用が可能なものを検討可能な取組であるか。

・参加企業が輸出を希望する道産品を最大限活かし、多様なバイヤーのニーズに応じる提案を検討可能な内容であるか。

・参加企業が主体的に関与し、その成果を自社の取組に活かすことができる実施手法や内容であるか。また、検討に際しての講師やファシリテーター等の選定が妥当であるか。

#### イ 実績報告書の作成について

・事業報告書の取りまとめ項目が適切であるか。また、概要版の完成イメージが対外的なプレゼンテーションを行うに際し、視覚的に訴える内容であるか。

## 8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

## 9 予算上限額（消費税を含む）

5, 225千円

## 10 応募手続

### (1) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）

・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、

写し可)

(ク) 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書。直前2期分)

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和4年7月11日(月)午後5時00分(必着)

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道・札幌市海外拠点連携協議会事務局  
(北海道経済部経済企画局国際経済課)

電話 011-204-5342

担当 深井、菅原

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(別添様式2)

(イ) 業務実施に要する経費見積価格(税込み価格)及びその内訳書(自由様式)

イ 提出部数

9部(2部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和4年7月15日(金)午後5時00分(必着)

エ 提出場所

(1)エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

1.1 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、7月14日(木)午後5時までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 関連情報を収集するための窓口  
10(1)エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるときには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

- (9) 審査結果及び特定者名  
公表する。